

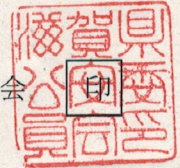
## 督促公示送達書

下表左欄に掲げる者に対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、それぞれ下表右欄に掲げる放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

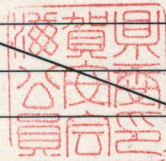
なお、同項に規定する督促状は、滋賀県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、督促を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年7月2日

滋賀県公安委員会



督促を受ける者の氏名	命令の件名
谷本 光男	放置違反金の納付命令に関する件(第60-101-251202-008002号)



注 道路交通法第51条の4第18項の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、この公示をした日から起算して7日間を経過したときは、当該命令書の送達があったものとみなされます。